

奈良市アートプロジェクト実行委員会会則

(名称)

第1条 本会は、奈良市アートプロジェクト実行委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、東アジア文化都市事業のコンセプトを引継ぎ、時代の変容がもたらす様々な課題と向き合い、アートという窓を通じて新たな価値や未来について考える取組としてのアートプロジェクトを実施することを目的とする。

(事業)

第3条 委員会が行う事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) アートプロジェクトの計画に関すること
- (2) アートプロジェクトの運営に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項に関すること

(組織)

第4条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(役員)

第5条 委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長1名
- (2) 副委員長1名
- (3) 監事1名

2 委員長は、奈良市長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

5 副委員長及び監事は、委員のうちから委員長が指名する。

(任期)

第6条 委員の任期は、第13条の規定に基づき委員会の解散の日までとする。ただし特別な理由があるときは、その限りではない。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関すること
- (2) 予算及び決算に関すること
- (3) 会則の改廃に関すること
- (4) その他の必要な事項

3 会議は、委員等の現在数の過半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

5 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

6 委員がやむを得ない理由により会議を欠席する場合、委員長は、当該委員の申し出により代理出席を認めることができる。

7 前各項の規定にかかわらず、委員長が必要と認める場合、又は特別な事情があるときは、付議される事項について、持ち回り又は書面により委員の可否を求め、決議に代えることができる。

(委員長の専決処分)

第8条 委員長は、次の場合において専決処分することができる。

(1) 会議で審議すべき事項について、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないとき。

(2) 会議で審議すべき事項において、軽易な事項と認められるとき。

2 前項の規定により専決処分したときは、委員長は、これを次の会議で報告し、その承認を求めなければならない。

(事務局)

第9条 委員会の事務を処理するために事務局を奈良市市民部に置く。

2 事務局の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(経費等)

第10条 委員会の経費は、奈良市からの負担金、その他の収入をもって充てる。

2 委員会の会計に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(会計年度)

第11条 委員会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、委員会の設立年度は、委員会設立の日始まり、直近の年の3月31日までとする。

(会計監査)

第12条 監事は、委員会の決算について監査し、会議に報告しなければならない。

(解散)

第13条 委員会は、その目的が達成されたとき又は委員会の議決により解散する。

2 委員会が解散する時に有する残余財産は、奈良市に帰属する。

(その他)

第14条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この会則は、平成29年12月19日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年5月9日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年7月15日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年2月24日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年5月30日から施行する。

附 則

この会則は、令和 8 年 6 月 5 日から施行する。

別表

奈良市アートプロジェクト実行委員会委員

所属／役職	氏名	備考
税理士	青木 幸子	監事
静岡文化芸術大学 理事長兼学長	佐々木 雅幸	副委員長
大阪樟蔭女子大学 名誉教授	萩原 雅也	
奈良市長	仲川 げん	委員長
奈良市教育委員会/教育長	垣見 弘明	